

昭和大学のクラブ活動における

新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

〇はじめに

クラブ活動は、集団活動を通して、友人とかかわりながら豊かな人間性を育て、実践活動を通して自主的で自治的な問題解決の能力や態度を育てるため、大学生活において重要な要素です。

本ガイドラインは、充実した学生生活をおくるために、クラブ活動と感染予防の両立を目的とした活動基準と感染防止対策の留意点を整理したものです。

学生の皆様の安全を第一に考え、安全・安心なクラブ活動が出来るよう具体的な取り組みを示しています。

1. ルールの順守

- (1) 活動を希望するクラブは、感染防止対策を反映させた「活動計画書」を作成し、学生課へ提出すること
- (2) クラブ活動計画書で許可された活動のみ行うこと
- (3) 次のいずれかに該当した場合は、即刻活動を停止するとともに、今後の活動を許可しないこととする
 - ① 自ら作成した「活動計画書」の内容を守らなかったとき
 - ② ガイドラインに示したルールを違反したとき
 - ③ 学内のクラブでクラスターが発生したとき

*クラブ内で感染の疑いがある場合、クラブ部長に報告と同時に、保健管理センター(03-3784-8071) 8:30~17:00(土・休日を除く)および学生課(03-3784-8024)へ連絡すること
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大の状況により大学の判断で活動を全て中止することがある
- (5) クラブから提出された活動計画書をもとに審議し、安全の担保および活動前月の健康報告を部員全員が行っていることの確認が取れたクラブについて活動を許可する

2. 自身の健康状態の確認

(1) 活動日当日下記の5項目で1つでも該当する項目がある場合必ずクラブ活動に参加しないこと

- ① 検温を行い37.0度以上がある(平熱が37.0度以上の方は保健管理センターに相談して下さい)
これまで、「37.5度以上」といわれていましたが、厚生労働省のホームページ(新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)令和2年10月9日時点版)では、「一般に、37.5度以上の場合は、発熱とみなします。ただし、症状には個人差がありますので、平熱とあわせてご判断してください」と掲載されていることから、上記のとおり表記しています。
- ② せきやのどの痛み、違和感がある
- ③ 身体のだるさ(倦怠感)を感じる
- ④ 嗅覚・味覚の異常がある
- ⑤ 家族・同居する人に発熱や上記の症状がみられる。もしくは感染者がいる

(2) 移動中（自宅←→大学）

① 濃厚接触の回避

- ・公共交通機関の利用は混雑時を避け、接触感染防止に努めるなど、細心の注意を払うこと
- ・長津田キャンパスの駐車場を使用する場合は、事前に申請すること
- ・マスクを着用すること。マスクは各自で用意すること

(3)活動前

① 健康状態の再確認

せきやのどの痛み、身体のだるさ（倦怠感）を感じたときは、活動を控え帰宅すること

② 衛生面の徹底事項

石けんでの手洗いやアルコール消毒液での手指消毒を徹底すること

(4)活動中

① 3密の回避

- ・3密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集する場所、密接場面での会話）を避けた環境で活動すること
- ・大人数が一堂に会す場合、練習・活動を複数班に分けて活動する、ミーティングを行う場合は人との距離を原則2メートル以上離す等、密を回避する工夫をして活動すること

【対策1】 常時、窓や扉を開け、換気を行うこと。（2方向から）

【対策2】 人と人との間隔をあけること。（マスク着用時最低1メートル）

【対策3】 施設ごとの利用推奨人数を参考のうえ活動すること。

② 接触機会の低減

- ・できる限り個人の器具を使用し、貸し借りは行わないこと
- ・器具を共有する場合は、使用の都度、器具の消毒や手洗いをを行うこと

③ 飛沫の防止

- ・活動中は、できる限りマスクおよびフェイスガードを着用すること
- ・運動強度が高いと考えられる運動などマスクの着用が困難な場合は、人との距離を保ち、手で口や鼻に触れないようにすること
- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は、熱中症になる可能性があるため、厚生労働省の新しい生活様式を確認すること

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html

※運動時にはより一層飛沫が及ぶことが考えられるため、接触を伴う練習・試合の際はより一層感染に注意を払って行うこと

活動中は、大声での応援や掛け声などを避けること

④ 水分摂取時の注意

- ・水分摂取時はマスクを外すため、会話はせずに速やかに行うこと

(5)活動後

① 衛生面での徹底事項

活動後は、石けんでの手洗いやアルコール消毒液での手指消毒を徹底すること

② クラブ活動終了後、使用器具はアルコール消毒液で消毒すること

③ 濃厚接触の回避

活動終了後は、速やかに帰宅すること。食事会や飲み会はできる限り控え、行う場合は極力、自治体の認証を得た飲食店や感染防止対策が徹底されている施設を利用すること

3. 部室・更衣室での注意点

次の事項に注意し使用すること

- ① 一度に使用する人数を制限し、着替えは交替で行うなどの対策をとること
- ② 部室内で飲食は控えること。飲食する場合は、飲食するときだけマスクを外し会話の時はマスク着用を徹底すること
- ③ 窓や扉を開け、換気を確保すること
- ④ ドアノブや机の上など使用した個所は自ら消毒すること
- ⑤ 当面の間、部室の使用は必要最低限に留めること

4. 活動計画書の提出について

- ① 活動計画書は毎月15日までに提出すること（次月活動分）
- ② 十分な安全対策が確認できない場合には活動・練習を禁止する
- ③ 届け出内容と実際の活動・練習とに乖離や虚偽の報告があった場合には、以降の活動・練習を禁止する
- ④ 自分たちだけでなく、他人の命も危険に晒さないように危機感を持って行動すること

運動施設使用一覧

施設名	場所	階層	部屋名	最大使用推奨人数	備考
長津田 運動施設	野球場	—	—	定員20名	
	球技場	—	—	定員20名	
	弓道場	—	—	定員8名	
	テニスコート	—	—	定員20名	1面4名
	体育館	1階	体育館	定員10～15名	
			男子更衣室	定員5名	
			女子更衣室	定員5名	
			男子シャワー室	定員2名	
			女子シャワー室	定員2名	
			2階	会議室	定員10名
柔道場				定員5名	
3階	剣道場	定員5名			
7号館 運動施設	体育館	1階	体育館	定員10～15名	
			男子更衣室	定員2名	
			女子更衣室	定員2名	
		2階	応接室	定員5名	
			会議室	定員10名	
		B1階	プール	定員10名	
トレーニングジム	定員1名				
富士吉田 運動施設	スクエアガーデン	1階	体育館	定員20～30名	
			男子更衣室	定員5名	
			女子更衣室	定員5名	
	体育館	2階	体育館	定員10～15名	
		1階	柔剣道場	定員10名	
	野球場	—	—	定員20名	
	球技場	—	—	定員20名	
	弓道場	—	—	定員8名	
	テニスコート (5面)	—	—	定員20名	1面4名
グラウンド	—	—	定員20名		
馬場	—	—	定員10名		

5. 活動報告書の提出について

- ・活動報告書の提出は、活動後7日以内に提出すること

***手続き方法は10を参照**

6. 学外施設で活動を行う場合の注意点

学外施設で活動を行う場合は、当該施設の新型コロナウイルス感染防止に関するルールに従うこと

7. 合宿について

- ・クラブ活動を行う目的での合宿は許可するが、バーベキューや花火等クラブ活動と直接関係のない内容は認めない。また飲酒は禁止とする。
- ・活動計画書（合宿）を提出し、十分な安全対策がとられているか等、総合的に判断して可否を決定する

8. 対外試合について

- ・対外試合を計画している場合は、通常の活動計画書とは別に対外試合用の活動計画書を学生課へ提出すること
- ・競技特性に応じた感染防止対策が取られているかどうかで判断する。対戦相手が予定されている場合は、対戦相手の感染防止対策についても報告すること

9. その他

- ・コロナの影響で、活動を望まない部員に対して無理に活動することを求めないこと

10. 手続き方法（新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインをよく読んで手続きすること）

(1) 活動計画書

毎月15日までに学内HPにある活動計画書を作成し、翌月分を学生課へ提出すること。なお、活動を継続する場合、活動計画書を、月に一度提出することとなっているため、提出のないクラブは活動を認めないので留意すること。

(2) 活動報告書

活動後、7日以内に学生課に提出すること。活動しているのに報告書の提出を怠ったクラブについては、活動を停止させる可能性があるため留意すること。

(3) 結果通知

前月末に健康報告の結果をふまえた最終的な活動の可否を学生課掲示板に貼りだすので確認に來ること

問い合わせ先：学事部学生課

T E L : 03-3784-8024

アドレス : hatagaku@ofc.showa-u.ac.jp

初 版 令和3年4月5日

第2版 令和3年12月1日

第3版 令和4年6月24日